

マイクロソフトが米国外にウインドウズを供給する

■ 事案の概要

米国裁判判決を考える
シリーズ第二回 『最近の知的財産権をめぐる判決—3』

大橋 & ホーン法律事務所 黒田 愛

今日は、米国外における行為が米国特許権を侵害する場合について論じた。マイクロソフト対AT&T事件判決を紹介する。

米国の特許技術に触れる製品を、米国外で作つたり販売したりしても、原則として米国の特許法には違反しない。米国外で行われた生産・販売行為について特許権の侵害を主張するには、その行為が行われた国の特許を得る必要がある。しかし、米国連邦特許法第271条fはその例外を定めており、国外で組立てることを積極的に誘引する形で米国内から特許技術のcomponents（全体の一部を構成する要素）をsupply（供給）し、かつ、もし、これらのcomponentsが米国内で組立てられれば米国特許を侵害すると言える場合には、このcomponentsを供給した者は米国特許法に基づく特許権侵害の責任を負うと定める。マイクロソフト対AT&T事件では、マイクロソフトのソフトウェアが、海外で生産されるコンピューターにインストールされた場合に、マイクロソフトは、海外インストール分任を負わなければならぬかどうかが問われた。

米国の特許技術に触れる行為が米国特許権を侵害する場合について論じた。マイクロソフト対AT&T事件判決を紹介する。

米国の特許技術に触れる製品を、米国外で作つたり販売したりしても、原則として米国の特許法には違反しない。米国外で行われた生産・販売行為について特許権の侵害を主張するには、その行為が行われた国の特許を得る必要がある。しかし、その行為が行われた国は、その行為が行われた国の特許を得る必要がある。

シリーズ第二回 『最近の知的財産権をめぐる判決—3』

大橋 & ホーン法律事務所 黒田 愛

黒田 愛

が、componentsを米国から供給する行為に該当するかどうかが吟味され、同裁判所は、ユーザーがインターネットからソフトウェアをダウンロードすることを例に挙げ、コピーを作ることもソフトウェアの供給行為に含まれると判断して、マイクロソフトの主張を退けた。これに対し

たのが本件で、ちなみに上告審では、米国政府やアメリカンがマイクロソフトの主張をサポートする意見を提出していた。

この申立てでマイクロソフトは、第271条fはsupplying of componentsを米国特許を侵害する行為の要素として求めているところ、ここに記すcomponentsは形のあら物physical productである必要があり、コールテンマスターでインストールされ各コンピューターに送られ各コンピューターにインストールされたソフトウェア自体は「物質としての形を持たない情報」に過ぎず、よって、第271条fにおいて特許権侵害行為と規定されているsupplying of componentsは認められない、と主張した。しかしながら、第一審の裁判官は、ソフトウェアも特許化しうる技術のcomponentsとなり得ることは既に認められている等、を理由として、海外にソフトウェアを送る行為は、部品の供給supplying of componentsに該当するとしてこれを各コンピューターにインストールする行為

■ 最高裁判所（多数意見）の判断

1900年4月30日、最高裁判所は、マイクロソフト逆輸勝訴の判決を言い渡した。

最高裁判所は、マイクロソフト逆輸勝訴の判決を言い渡した。最高裁判所は判決理由の中でまず、一九八四年に第271条fが立法されたきっかけとなつたディープサウス事件の最高裁判決（一九七二年）を紹介した。この事件は、エビの殻むき機の特許を持つ原告が、この特許を侵害してエビの殻むき機を製造しているディープサウス社を訴えたのに対し、裁判所が侵害を認めてディープサウスに特許侵害品を製造、販売し

■ 下級審裁判所の判断

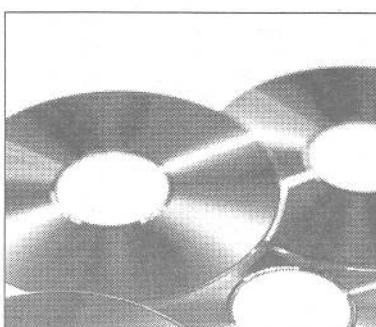
第一審の連邦地方裁判所

ニューヨーク南地区において、マイクロソフトは、ウ

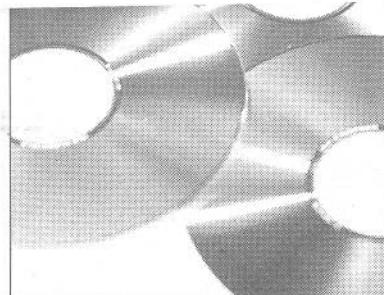
ィンドウズがAT&Tの580特許を侵害していることは認めるも、海外インス

ト第一審の連邦巡回控訴裁判所では、①ソフトウェアも特許技術のcomponentsとなり得る点に加え、②海外でソフトウェアを「コピーしてこれを各コンピュータ

ーにインストールする行為



てはならないと命じた」と、



ろ、ディープサウスが、機械の部品を国外の顧客に販売して国外で機械が組み立てられるようにする行為は許されるべきと主張して裁判所の命令を一部変更するよう求めた事件である。この事件において最高裁判所は、米国特許法が禁じているのは特許侵害品を米国内で作り、使用し、もしくは販売する行為であり、国外で部品を組み立てる行為は米国特許法に違反しないから、ディープサウスが海外の顧客に部品を供給する行為は特許侵害行為への加担には当たらないと判断してディープサウスの主張を認めめた。この最高裁判決に反応した議会によって一九八四年に新設されたのが第271条_fであり、これによつて、米国内から特許侵害品のcomponentsを供給する行為も特許侵害となりうることが明文で規定された。

続いて最高裁判所は、本件のマイクロソフト対AT&T事件における第一の争点として、ソフトウェア

の集合体であるといふ、AT&Tはの抽象的な命令

自体がcomponentsに該当すると主張し、一方マイクロソフトは抽象的な命令はcomponentsではなく、CD等の媒体上でコード化さ

れた存在となって初めて初めてcomponentsになり得ると主張した。これに対し、最高裁判所は、抽象的な命令そのものは、形としての存

在が認められない「アイデア」に過ぎず、第271条_fに記載の、組み立てられるcomponentsとは合致しないとし、その比喩として、部品の作り方を教える設計図はどんなに詳しくても製品の一部にはなりえないことを指摘した。

そして、本件では、海外で生産されたコンピューターにインストールされたWindowsのコピーがcomponentsとなるマイクロソフトの主張を支持した。

次に最高裁判所は、第二の争点として、マイクロソフトが米国からWindowsのcomponents（各コンピューターにインストールされたWindowsのコピー）を供給supplyしたかどうかを検討した。この点、

第一審の連邦巡回控訴裁判所は、マスター・ディスクをコピーする行為をもつて供給したといふかのマイクロソフトがcomponentsを米国から供給したと認められる、と判断していた。こ

れに対して最高裁判所は、第271条_fが禁止する行為は、「それらのcomponentsが組み立てられる」と積極的に誘導するような方法で、米国からcomponentsを供給する行為

であるとの文面に着目し、

第271条_fの責任が発生するのは、米国から供給されたcomponentsその物が（そのコピーではなく）海外で組み立てられ特許権の対象技術を使用した場合に限るとした。その上で、本件においては、海外で生産されたコンピューターにインストールされたWindowsのコピーは海外でコンピューターメーカーの第

三者によって作成されるま

で存在するしないなかつた点を指摘し、マスター・ディスクからソフトウェアをコピーし、これをコンピューターにインストールする行為は、第271条_fが特許権侵害行為と定める「米国からcomponentsを供給する行為」には当たらないと判断した。

最高裁判所は、最後に、米国外における行為は第三国の法律によって規律され、連邦特許法は、米国外での行為には適用されないとの原則を強調した。「もし、AT&Tが海外で特許技術がコピーされないようになつたのであれば、海外で効力をを持つ特許を取得する方法がある。」と述べた。

むしに、最高裁判所の解釈が第271条_fに抜け穴loop-holeを認めたことによるとの反論に対しては、法の抜け穴をふくらために裁判所がダイナミックに法律を解釈・適用するべきではなく、抜け穴を防ぐかどうかは議会が考慮すべき事項である、そして、ディープサウス事件の最高裁判決を受けて、議会が第271条_fを新設した際、議会はAT&Tが指摘したような抜け穴をふさがなかつた、と

述べた。

以上の理由に基き、最高裁判所は、連邦巡回控訴裁判所の判断を覆し、マイクロソフトの「海外生産分は損害の算定に参入しない」との申立を認容した。ちなみに、九名の最高裁判事のうち七名が申立を認容する多数意見を構成し、一名が反対意見、ロバート最高裁判官は本件の判断には参加しなかつた。

■本判決が与える影響

本判決によつて、世界的に普及しているソフトウェアを供給する企業は、その潜在的に直面する特許侵害に基く損害賠償の額を減少させることに成功した、と言われている。また、今回のマイクロソフト対AT&T事件に加え、前回までに紹介したKSR事件、クウォンタ事件はいずれも、最高裁判所が連邦巡回控訴裁判所（米国全土の地方裁判所から控訴された特許事件を集中的に扱つている裁判所）の判断を覆しており、近時の最高裁判所における特許事件への関心の高さを示すものと評価されている。

大橋&ホーン法律事務所
OHASHI & HORN LLP,
ATTORNEYS AT LAW
(1) ハーパー
1140 AVE OF THE AMERICAS, RM 2001
NEW YORK, NY 10036
TEL: 646-257-3680
FAX: 646-257-3681
(2) ハーパー
REPUBLIC CENTER
325 N. ST. PAUL ST., SUITE 4400
DALLAS, TX 75201
TEL: 214-743-4170
FAX: 214-743-4179
Eメール:
info@ohashiandhorn.com
ウェブサイト:
http://www.ohashiandhorn.com